

## 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例改正案に対する意見募集結果

1 募集期間：平成25年1月10日(木)～平成25年1月23日(水)

2 寄せられた意見 24件 (7者(個人4、法人・団体等3))

番号	意見概略	左記に対する考え方
規制対象となる事業者の行為について (14件)		
1	主目的である品名を隠し、他の品名を告げて訪れ、その品は買 い取らず、本来目的としている品を買い取る行為を禁止する。	今回の条例改正において、規制の対象となる よう対応しています。
2	売却を断っている消費者に執拗な勧誘を行う行為を禁止する。	
3	契約を断ると態度を豹変させ、泣き落とし、威嚇など、強引な勧 誘で契約を迫る行為を禁止する。	
4	帰ってほしいと言っても帰らず居座って長時間勧誘を行い、消 費者が根負けして契約するまで帰らない勧誘行為を禁止する。	
5	「無料で査定してあげる」と言って訪問し、査定後に買取りを申し 出る勧誘行為を禁止する。	
6	(消費者の)知識や判断力不足に乗じて不当に安い価格で買い 取る行為を禁止する。	
7	事業者名を明らかにせず又は偽って契約の締結を勧誘又は締 結させる行為を禁止する。	
8	「東北地方復興の支援になる」「当社は公的機関から協力事業 者として許可を受けている」と偽り勧誘する行為を禁止する。	
9	(買取品の市場)価格が下がり始めているので、クーリング・オフ 期間内であってもすぐに(買取品を)処分、処理するために、「解 約したら違約金が発生する」など嘘を言って、消費者のクーリ ング・オフの行使を妨げる行為を禁止する。	
10	「平均的な市価より高く買い取ったのでクーリング・オフしないで ほしい。会社をクビになる」等と言って、消費者のクーリング・オフの 行使を妨げる行為を禁止する。	
11	口頭で契約解除を認めておきながら、後で書面で申し出がない ことを理由に契約存続を強要する行為	
12	消費者からのクーリング・オフ申し出に対し、「(買取品は)すでに 第三者の手に渡ったのでその解約料と返品費用を払ってもらおう」と 告げる行為を禁止する。	
13	消費者から勧誘にくるよう求められていないのに、買取業者が訪 問することを禁止する。	消費者から求められていないのに訪問して買 取りを勧誘すること(不招請勧誘)は、改正特定 商取引法により禁止されます。
14	訪問購入では、お年寄りの被害が多いことから、改正案では高 齢者への勧誘を全て禁止する。	買取りを希望する消費者も取引できなくなるの で、高齢者への勧誘全てを一律に禁止するこ とは適切ではないと考えています。 買取りにおける迷惑勧誘等の行為は、条例改 正で規制対象となるよう対応しています。

番号	意見概略	左記に対する考え方
規制対象となる物品について（3件）		
15	（条例で規制する）対象は全ての商品とする。	
16	中古品の売買の多い自動車、書籍、CD類、有価証券など、多くの例外をつくると、規制そのものが中途半端なものになりかねない。 消費者被害の未然防止を図るうえでも、被害額の大きい品目や被害件数の多い品目については、規制の対象にするべきではないかと考える。	本条例では、契約の勧誘から解除まで、取引の各段階において不適正な行為を禁止しており、全ての商品等が規制の対象となります。  なお、改正特定商取引法では、規制の対象外となる物品が定められる予定です。
17	自動車の売却に関する強引な訪問買取り、それに伴う解約・解約料トラブルが増加しているため、訪問購入規制の適用対象とされたい。	
その他意見（7件）		
18	改正案の条例が早急に成立することに賛同する。	
19	改正案に賛成である。今後も、国の法改正の動向と連動しながら、また県内のトラブルの発生状況を鑑みながら、すばやく条例改正を検討することを望む。	今後も消費者被害の未然防止・拡大防止のため、条例改正を含めて迅速な対応に努めます。
20	今後、金融商品や振り込め詐欺についても、条例に加えることはできないか。	条例では商品等の種類を限定しないので、金融商品の取引も対象です。 振り込め詐欺については、取引ではないので、刑法等で対応するものと考えています。
21	買取業者が玄関先で「お断り」が目につくようなプレートを貼付できないものか。	ご意見は、今後の事業推進にあたっての参考とさせていただきます。
22	改正をきっかけに、県民にこの条例の啓発にも力をいれたい。	
23	条例違反の行為について、悪質性の高いものは指導、勧告、公表だけでなく処罰が加えられてもよいのではないか。	悪質性の高いものについては、特定商取引法等で罰則が規定されています。
24	（買取取引では、事業者が売主である消費者の氏名等を聞くため）消費者の個人情報詳しく事業者提供されている。個人情報保護の観点からも一歩踏み込んだ法の整備をお願いする。	買取業者は、消費者から買い取る際に、法律の定めに基づき、住所、氏名等の本人確認を求めていますので、消費者は売りたいときには、個人情報を伝えないよう注意する必要があります。